

◆診療報酬改定〈続報〉—PTAは3ヶ月間の包括化！—

「経皮的シャント拡張術・血栓除去術（略称：PTA）」とは、血液透析を行うには必ず必要なシャント（ブラッドアクセス）が、血栓などで血行不良になった時や血管が完全に詰まってしまったとき、バルーンの付いたカテーテルを血管に挿入し、シャントを拡張したり血栓を取り除く手術のことで、今回〈今年4月1日から実施〉の診療報酬改定で、18,080点という点数が付きました。この点数は、シャントを新しくつくる時の点数と同じです。

ところが、この「経皮的シャント拡張術・血栓除去術」は、「3ヶ月に1回限り算定する」ということが、平成24年3月5日の「通知（診療報酬の算定方法の一部の改正に伴う実施上の留意事項）」で規定されています。

この件については、県腎協事務局から全腎協に質問があったほか、あるシャント専門医からも意見が寄せられました。もしこのPTAが3ヶ月間に1度しか出来ないと問題です。ほぼ1ヶ月に1度このPTAをやらないといけない患者もいます。そこで、辻泰弘厚生労働副大臣に面談し、内容の改善を求めました。

その面談及び要望で明らかになったことは

- ・今回のPTAに関する改定は、3ヶ月という期間内での包括化であること。
  - ・したがって、3ヶ月に1度しかPTAができないのではなく、何度でも可能であること。
  - ・しかし、3ヶ月内に何度PTAを実施したとしても医療施設が保険請求できるのは1度だけであること。
  - ・2回目以降のPTAにかかった費用〈材料費すなわちカテーテル代等〉を患者に請求することは、混合診療になるので、患者に請求することはできないこと。
- 以上です。

全腎協の参加者〈宮本会長、吉村副会長、佐野職員〉は、少数であっても、不利益を被る患者が出る事は、極めて許しがたいので、絶対患者の不利益にならないよう、重ねて要望しました。

それに対し、

- ・もし、患者に請求があった場合は厚生労働省に教えてほしいこと。
  - ・4月に厚生労働省からQ&Aを出すので、その中でしっかり説明すること。
- が追加で説明されました。